

プレスリリース

平成 29 年 10 月 24 日 環境政策課 (内 2347)

平成28年度の大気環境の測定結果について

大気汚染防止法等に基づき、関係機関(県、松山市、四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、大洲市)が実施した平成28年度の大気環境の測定結果について、次のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

1 大気測定局における常時監視結果

常時監視測定局における、環境基準の達成状況は、二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・二酸化窒素・一酸化炭素については、それぞれ100%を達成した。

光化学オキシダントについては、達成率0%であり、全国的にも低い状況(H27 全国の達成率0%)となっている。また、微小粒子状物質(PM2.5)の達成率は前年度の24%から41%に改善しており、全国の状況と同様の傾向となっている。

なお、注意報の発令や注意喚起の実施はなかった。

項 目	環境基準達成率		備考	
	H28	H27	畑 行	
二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、 二酸化窒素、一酸化炭素	100%	100%	・全測定局(4~26カ所)で環境基準を達成	
光化学オキシダント	0%	0%	・11カ所全局で非達成 ・全国の状況(H27達成率0%)と同様に低い状況	
微小粒子状物質 (PM2.5)	41%	24%	・17カ所中7局(中村、今治旭、松前、久万高原、大屋、 八幡浜、宇和島)で達成 ・全国の状況(H26達成率35.1%→H27達成率70.9%)と 同様に改善傾向	

微小粒子状物質 (PM2.5) 測定結果

(単位: μg/m³)

市町名	測定局	年平均値	日平均値	環境基準達成状況
四国中央市	川之江	15. 2	32. 7	×
四国中天巾	伊予三島	15. 9	32.0	X
新居浜市	金子	16.4	33. 3	×
利冶铁川	中村	14. 5	30. 9	0
西条市	西条	15. 9	33. 1	X
四禾巾	東予	16. 7	36. 5	X
今治市	今治旭	14. 7	31.0	0
	富久町	16. 1	33. 1	X
	和気	16.0	34. 1	X
松山市	味生	17.0	37. 9	X
	朝生田	15. 6	30.8	X
	垣生小学校	15. 4	32. 9	X
松前町	松前	13.3	30.0	0
久万高原町	久万高原	7.4	18. 3	0
大洲市	大屋	13.6	30. 2	0
八幡浜市	八幡浜	10.9	23. 7	O
宇和島市	宇和島	10.2	23.8	0

※今治旭、久万高原、八幡浜、宇和島局は、平成26年2月1日から運用開始

※環境基準:1年平均値が $15 \mu g/m^3$ 以下であり、かつ、1日平均値の年間 $98%値が35 \mu g/m^3$ 以下であること。

2 有害大気汚染物質調査結果

環境基準項目(ベンゼン等)については、全ての地点で環境基準を達成した。

また、指針値設定項目(アクリロニトリル等)については、ヒ素及びその化合物が3地 点中1地点において指針値を超過したが、過去の測定値の範囲内であった。その他の項目 は、全て指針値を達成した。

その他優先取組物質については、全2地点で過去の測定値の範囲内であった。

(単位: μg/m³)

		(+)-	μ . μ g/III)
項目	物質名	調査結果	基準値等 (年平均値)
	ベンゼン	$0.58 \sim 0.87$	3
環境基準	トリクロロエチレン	0.010	200
設定項目	テトラクロロエチレン	0.010	200
	ジクロロメタン	0.26~0.32	150
	アクリロニトリル	$0.0080\sim 0.046$	2
	塩化ビニルモノマー	$0.025\sim 0.087$	10
	ニッケル化合物	$0.0019 \sim 0.0051$	0.025
指針値 指針値	水銀及びその化合物	$0.0021 \sim 0.0027$	0.04
設定項目	クロロホルム	$0.042 \sim 0.051$	18
放足項目	1,2-ジクロロエタン	$0.030 \sim 0.059$	1.6
	1,3-ブタジエン	0.015~0.030	2.5
	ヒ素及びその化合物	$0.0013 \sim 0.0075$	0.006
	マンガン及びその化合物	$0.0095\sim 0.017$	0.14
	ホルムアルデヒド	2.4~4.3	1
	アセトアルデヒド	$2.7 \sim 3.8$	
その他 優先取組 物質	ベリリウム及びその化合物	$0.000012 \sim 0.000020$	1
	クロム及びその化合物	0.0015~0.0023	_
	ベンゾ[a]ピレン	0.00019~0.00020	_
	トルエン	2.1~4.6	
	塩化メチル	1.1~1.2	_

3 大気中のダイオキシン類調査結果

県内6カ所の定点において、全地点で環境基準を達成した。 (単位:pg-TEQ/m³)

採取場所		環境基準			
	夏季	冬 季	平均		
四国中央市	0.0088	0.0086	0.0087		
新居浜市	0.013	0.0084	0.011		
西条市	0.0091	0.010	0.0096	0.6以下	
今治市	0.012	0.0036	0.0078	0.6以下	
八幡浜市	0.0057	0.0080	0.0069		
宇和島市	0.0038	0.015	0.0094		

4 沿道一酸化炭素濃度調査結果

県内主要道路近傍4カ所において、全地点で環境基準を達成した。 (単位:ppm)

	(+ ± , ppm)						
		調査	結果				
市町名	道路名	1時間値の 最低値〜最高値	日平均値	環境基準			
四国中央市	国道11号線	0.1~1.2	0.4	1時間値の1日平均値が			
新居浜市	国道11号線	0.2~0.9	0.3	10ppm以下であり、かつ、1			
西条市	国道11号線	0.2~0.5	0.0	時間値の8時間平均値が			
砥部町	国道33号線	0.2~0.4	0.3	20ppm以下であること。			

大気汚染常時監視測定局及び測定項目

市町	番号	測定局名	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	オキシダント	一酸化炭素	PM2.5
	1	吉祥院	0	0				
	2	川之江	Δ	Δ	0	0		0
四国中央市	3	寒川	Δ	Δ				
	4	伊予三島	0	0	0	0		0
	5	土居	0	0				
	6	金子	0	0	0	0		0
	7	新居浜工高	0	0				
新居浜市	8	中村	0	0	0	0	0	0
机店供印	9	高津	Δ	Δ	Δ	Δ		
	10	泉川			Δ	Δ		
	11	多喜浜	Δ	Δ				
	12	飯岡	0	0				
	13	西条	0	0	0	0		0
	14	禎瑞	Δ	Δ				
西条市	15	広江	Δ	Δ				
四条巾	16	東予	0	0	0	0		0
	17	石根	0	0				
	18	丹原	0	0				
	19	来見	Δ	Δ				
今治市	20	今治旭						0
<u>, 1</u> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	21	今治	Δ					
22	22	富久町	Δ	Δ	Δ	Δ		Δ
	23	和気	Δ	Δ	Δ			Δ
松山市	24	味生	Δ	Δ	Δ			Δ
松田山	25	本町消防					Δ	
	26	垣生小学校	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
	27	朝生田	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
松前町	28	松前						0
久万高原町	29	久万高原						0
+:m=	30	大屋	0	0				0
大洲市	31	港務所	Δ	Δ				
八幡浜市	32	八幡浜						0
宇和島市	33	宇和島						0
	合計		26	25	13	11	4	17

※○:県設置、△:市設置

※今治旭、久万高原、八幡浜、宇和島局は平成26年2月1日から運用開始

【参考】

大気汚染物質に係る環境基準について

物質	環境上の条件	環境基準の評価方法
一番ないこと	1 時間値の1日平均値が	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以
二酸化いおう	0.04ppm以下であり、かつ、	下であれば環境基準達成。ただし、日平均
昭和44年2月	1時間値が0.1ppm以下で	値が0.04ppmを超える日が2日以上連続し
(昭和48年5月改正)	あること。	た時は、上記に関係なく環境基準非達成。
	1 時間値の1日平均値が	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下
一酸化炭素	10ppm以下であり、かつ、	であれば環境基準達成。ただし、日平均値
昭和45年2月	1 時間値の 8 時間平均値	が10ppmを超える日が2日以上連続した時
	が20ppm以下であること。	は、上記に関係なく環境基準非達成。
		年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m³
	1時間値の1日平均値が	以下であれば環境基準達成。ただし、日平
浮遊粒子状物質	0.10mg/m ³ 以下であり、か	均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連
昭和47年1月	つ、1時間値が0.20mg/m³	続した時は、上記に関係なく環境基準非達
	以下であること。	成。
- T/2 / 1 . cds - ts	1時間値の1日平均値が	
二酸化窒素	0.04ppmから0.06ppmまで	年間の日平均値の98%値が0.06ppm以下で
昭和48年5月	のゾーン内又はそれ以下	あれば環境基準達成。
(昭和53年7月改正)	であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下で	昼間(5~20時)の時間帯において、1時間
昭和48年5月	あること。	値が0.06ppm以下であれば環境基準達成。
	1 年平均値が15 μ g/m³以	年間平均値が長期基準の15 μ g/m³以下で
微小粒子状物質	下であり、かつ、1日平均	あり、かつ、年間の日平均値の98%値が短
平成21年9月	値が35μg/m³以下である	期基準の35μg/m³以下であれば環境基準
	こと。	達成。